

2016年12月6日

森脇ひさき

(森脇議員)

日本共産党の森脇ひさきでございます。

11月12日にご逝去されました佐藤真治議員には、在りし日をお偲びし、心からご冥福をお祈りいたします。また併せまして、ご遺族の皆様にもお悔やみ申し上げます。

さっそくですが通告に従い、質問をおこなわせていただきます。

県政の新たな総合計画として「新晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）」素案が発表されました。「新プラン」でも3つの重点戦略の3番目におかれている「安心して豊かさが実感できる地域の創造」に関して知事に伺います。

いま、医療も介護も年金も、負担は増えて給付は下がりっぱなし、容赦なく福祉を切り捨てる国の悪政のために、県民の暮らしは一層悪くされています。また、先月発表された県民満足度等調査結果によると、重要度の平均点がかつても高かったのは、「良質な保健・医療・福祉サービスが受けられる地域になっている」という項目で、次が「安心して子どもを生み、育てられる環境が整った地域になっている」、さらに「地震・津波や風水害等の災害に対する不安が少ない地域になっている」と続いています。いずれも新プランでは「安心して豊かさが実感できる地域の創造」に含まれる項目です。

以上のような県民の生活実態、満足度等調査結果から考えれば、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」という重点戦略は、3番目ではなくトップに位置付けるべきではないでしょうか。お伺いします。

次に、待機児童対策について伺います。「保育園に落ちたの私だ」というパパ・ママの叫びが岡山でも広がっており、保育所入所待機児童問題は、1日も早い解決が求められる課題となっています。現プランでは、子育て支援充実プログラムの「生き生き指標」に「保育所入所待機児童数」が置かれていますが、新プランではこの指標は「廃止」される予定となっています。待機児童数は、市町村ごとに定義が異なり、実態が反映されているのか疑問視されてきましたが、昨年から今年にかけてようやく実態に近い数字になり、これからの取組が重要になっています。そういうときに指標を廃止するというのは、少子化対策に対する知事の本気度が問われる問題で、新プランにおいても指標とすべきと考えますがいかがでしょうか。また、待機児童解消のためには、認可保育所の増設と保育士の処遇改善が不可欠で、この点で県の具体策が必要だと考えますがいかがでしょうか。あわせてお伺いします。

(知事答弁)

共産党の森脇議員の質問にお答えいたします。

新晴れの国おかやま生き生きプランについてのご質問であります。

まず、重点戦略の位置付けについてであります。医療、福祉、子育て、防災対策などの県民に身近で暮らしに直結する課題は極めて重要なものであります。その実現のためには、まずは教育再生と産業の振興が必要であり、これらをも本県発展の好循環のエンジンとして成果の実感できる県政を推し進めるとの考えに基づき、重点戦略を構成しているところであります。

次に待機児童対策についてであります。生き活き指標については、県の施策との関連性が強く、施策の実施による効果がより確認しやすい指標の設定に努めることとしており、こうした観点から待機児童数に代えて、放課後児童クラブ実施箇所数や子育て支援員育成数を設定したところであります。

一方で、ご待機児童の解消は引き続き重要な課題と認識しており、国に対し、認可保育所の整備や保育士の処遇改善に必要な財源の確保を要望するとともに、県としても、市町村の要請に基づく広域入所調整のほか、保育士研修や潜在保育士就職準備金貸付制度などによる人材確保に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(森協議員)

ありがとうございます。(重点戦略のトップに) まずは教育、産業というところがですね、県民の苦しい思いは伝わっているのかという気がしてならないんです。いずれも大切ですから、「好循環を生み出す」というのであれば、地方自治法には「住民の福祉の増進を図ることを基本とする」(第一条の2)ということが明記されておりますので、福祉の方にもしっかりと力を入れるという取り組みに是非していただきたいと思っております。これは要望で、質問は待機児童対策です。

確かに新しい指標を入れられたというのはよくわかります。よくわかりますけれども、それで良しとするわけにはいかないですね。(待機児童問題が) これだけ大きな問題になっているときに、岡山県がどういう取り組みをするのか、県民のみなさんみんな注目していると思いますし、当然市町村も県に期待する部分もあるかと思うんですね。ところが、それ(待機児童の解消目標)を今外してしまうとメッセージが伝わらない、間違った方向にメッセージが発信されてしまう危険があるんじゃないかという懸念もいたします。そのあたりどう考えていらっしゃるでしょうか。

(知事答弁)

待機児童について、誤ったもしくは思っていないメッセージが伝わるということについてどう思うかということでございますけれども、メッセージというものは、我々が思っていることをきちんと伝えるということが大切でありまして、これはコミュニケーションは伝わってなんぼというのは私が常に言っていることであります。ですから、指標の、意味のあるきちんとした、我々にとって望ましい性格、性質を持っている指標を選ぶというテクニカルな問題が非常に大事ですけれども、メッセージをきちんと届けるということは大切だと考えております。以上でございます。

(森協議員)

廃止をすることによって、そのメッセージが伝わらなくなってしまうという問題は生じませんか。

(知事答弁)

廃止をすることによって、メッセージが伝わらなくなるということでございます。これほんとに悩ましい問題でありまして、大事なことについては指標として残していきたい、もしくは見える形で残したいという思いと、誤解を招きたくない、自分たちが定義について触ることができないことで随分揺れてしまう、それによってできているものができていないように見られたり、実はそんなに動いていないのに急にできたように見えるということ避けたいということもあるわけでございます。なかなか悩ましいところでございます。ただ我々とすれば、メッセージとして、我々子育て支援について非常に頑張ろうとしているというメッセージは、この指標を残すかどうかは、含めてというかそれだけではなく、きちんと伝えなければいけないと考

えております。以上でございます。

(森協議員)

今までなかったものを入れろといっているわけではないんですね。あったものを外すことによって、間違ったメッセージを発信することになりませんかということなんですね。これを残すことによって、さらに施策を充実させていく、県として何を取り組むことができるのか、市町村と一緒に汗をかいていく(ことを県民に示す)、そういう取り組みこそが今求められているんじゃないでしょうか。その点もお願いします。

(知事答弁)

指標の選定に当たりましては、これも入れたいあれも入れたいということを入れて全部入れると、多分指標の数は90ではなくて、500くらいになると思うんですけども。我々が自分たちでやっていることの中で、県民の生活に直結する、幸せに直結するものを厳選しているわけでありまして。指標として入れられないものでも別の形で追っかけている参考資料というものも考えているところでありまして、我々としてどういう形で落ち着くかというものは、パブリックコメントもいただきながら、今日を第1日目とするこの一般質問で議会の皆様からご意見伺いながら考えていきたいと、このように思っています。

(森協議員)

納得いきませんが、時間が限られておりますので次の質問に移りたいと思います。

次に、医療費公費負担制度について知事に伺います。

まず、小児医療費公費負担制度についてですが、先月25日に、「子どもの医療費無料化を実現する岡山県連絡会」が津山市を中心に集めた小児医療費公費負担制度の対象年齢の拡大等を求める署名約5000筆と、倉敷市を中心に集めた署名約2000筆が県に提出されました。倉敷市を中心に集めた署名は、今年の累計で約2万筆になります。津山市では、小学生以上の通院は県制度にならって自己負担が必要という制度になっており、他の市町村のように「完全な無料にしてほしい」と、保守系の議員さんやお医者さんもふくめ、短期間でも多くの方が協力してくれたと聞いています。

県民満足度等調査結果では、「安心して子どもを生み、育てられる環境が整った地域になっている」の項目の満足度はやや低く、重要度は第2位となっています。このことから、小児医療費公費負担制度における対象年齢の拡大を、ぜひ実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、心身障害者医療費公費負担制度についてですが、「原則1割」の自己負担をなくすこと、障害のある子どもさんについては早急に、せめて中卒まで無料にすること、精神障害者も対象にすること、これまで繰り返し求めてきましたが、選挙後最初の議会ですので、あらためてお伺いします。

心身障害者医療費公費負担制度は、障害のある方々を支援する福祉の制度としてつくられたものでした。平成18年10月から実施された「原則1割負担」は、「給付と負担の公平化を図る」として、社会福祉の考えを根底から覆すものとなりました。そもそも障害のある人の福祉制度利用というのは「利益」ではなく、障害があるゆえに、生きていくために、なくてはならない制度です。福祉制度の利用に自己負担を導入することは、お金がなければ生きていくことが難しくなるということではありませんか。この点で知事の認識をお示しください。また、そういう性格の問題ですから、この制度は財政状況によって左右されるものでなく、必要な予算は県の責任で優先的に確保すべきものと思いますが、いかがでしょうか。あわせて知事の認識をお伺いします。

この項最後は、倉敷市への補助率を引き上げることについてです。県の医療費公費負担制度における倉敷市への補助率は、心身障害者医療費については平成10年度から「6分の1」とされ、ひとり親家庭等医療費および小児医療費については、「4分の1」「5分の1」などの激変緩和措置を経て、それぞれ平成19年度および25年度から、「6分の1」とされています。全国で、財政力や中核市という理由で補助率を下げている県は、心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費でそれぞれ5県、小児医療費で4県ありますが、岡山県の「6分の1」というのは最低水準です。県の制度である以上、県民が等しく制度を受けることができるようにするべきであり、早急に補助率を引き上げるよう求めますがいかがでしょうか。

(知事答弁)

お答えいたします。

医療費公費負担制度についてのご質問であります。

まず、小児医療費公費負担制度における対象年齢の拡大についてであります。これを望む声があることも承知しておりますが、現下の財政状況や県事業における優先度、厳しい現状にある小児医療体制への影響などから、慎重に検討すべき課題であると認識しております。

次に、心身障害者医療費公費負担制度についてであります。本制度は、重度の障害のある方が医療を受診しやすい環境を整備するものであり、所得の低い方には、自己負担額の上限を設け配慮しているところであります。

これまで、給付と負担の公平を図り、持続可能なものとなるよう制度を運用してきたところであり、お話の自己負担の見直しや給付対象の拡大については、現下の財政状況の下では慎重に検討すべき課題であると考えております。

次に、倉敷市の補助率引上げについてであります。倉敷市は保健所を設置するなど、住民の健康の保持増進に権限と財源を有することや、県との役割分担、財政状況などを総合的に勘案し、現在の補助率としておられるところであり、慎重に検討すべき課題であるとと考えております。

以上でございます。

(森協議員)

最初に小児医療費公費負担制度の年齢拡大についてお伺いいたしますが、小児医療体制の現実というものも苦しい状況、わからないでもないんですけれども、既に多くの市町村で県を上回る年齢拡大をしているわけですね。県制度の年齢を拡大することによって、それを上回ってまで拡大していただいたら非常にありがたいんですが、そこまで今の段階ですぐに大きく年齢拡大するというのは困難でしょう。市町村制度が既に上回っているわけですから、県が上げてもそんなに医療体制に影響はないと思いますけどどうでしょう。

(知事答弁)

小児医療体制の影響はそんなに大きくないのではないかとありますが、それについては私はよくわかりません。拡大する分に応じてやはり影響はあるかと思えます。以上でございます。

(森協議員)

既に市町村の方が上回っているんですよね、その範囲以内で県の制度を充実させるわけですから、県民のみなさんが受ける利益という点ではほとんど変わらないわけですよ。それによって、医療のかかり具合が増

えたりということは私はあまりないと思います。

(県制度を充実すれば)市町村の財政が助かるということで、より少子化対策の充実に財源を回すことができるということにもなるかと思っております。是非そのあたりも部局内で検討していただけたらありがたいと思います。

心身障害者医療費公費負担制度なんですけれども、倉敷市でたくさんの署名が集まったひとつの要因は、障害のある子どもさんをお持ちの方が「今まで無料だった医療費が小学校にあがることによって、1割負担になってしまった。障害があるということで病院にかかる、医療にかかる機会というものは非常に多い、また縁が切れないその中で負担というのは非常に厳しい。何とか無料にしてほしい」という思いでたくさん集められたというお話も伺っております。

9月議会で、18歳まで無料にした場合に必要となる予算額はいくらなのかという質問を氏平議員がいたしまして答弁いただきました。おおざっぱな試算で1400万ということでした。財政状況ということもわからないわけではないですけれども、県民の命を守るという観点からそれぐらいは、それぐらいといったら失礼かもしれませんが、県民の命にかかる問題ですから、これは是非進めていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

(知事答弁)

この制度につきましては、給付と負担の公平を図り持続可能なものとなるよう制度を運用してきたところがありまして、この問題については慎重に検討すべき課題であると考えております。以上でございます。

(森協議員)

医療費公費負担制度の問題について、またこれからも議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次は、教育振興について伺います。

「新晴れの国おかやま生き生きプラン」(仮称)素案においても、「生き生き指標」のトップは「全国学力・学習状況調査の全国順位」となっています。繰り返しの質問になりますが、こういう指標・目標を置くこと自体、大きな問題と言わなければなりません。確かに、子どもたちにしっかりとした学力をつけさせたいということは誰しもが望むことです。しかし、学力とは何かと問われると、いわゆる「読み・書き・そろばん」ができるようにという人もいれば、外国語も含めたすぐれたコミュニケーション力を求める人もいるように、一致した見解、県民合意はありません。また、全国学力・学習状況調査によってはかれるのは、小中学校で学ぶ内容の一部にすぎないことも周知の通りです。このような指標に一喜一憂し、振り回されるというのは、子どもたちにとって最大の不幸だと思いますが、そういう認識はありませんか。なぜここまで学力調査の結果にこだわるのでしょうか。併せて、知事および教育長の認識を伺います。

次に、9月議会につづき、正規教員の増員について伺います。最初に、こちらのグラフですが、教員定数の標準に占める正規教員の割合について、最近5年間の推移です。小学校、中学校と合計について示しました。中学校では、27年度から今年度にかけて若干正規教員割合が増えていますが、全体として5年前と比べ、減少していることがわかります。

知事は9月議会の私の質問に、「いい非正規の方がいて、その方を配属された学校は助かることになるので、非正規比率が上がることイコール悪だといえない」と答弁されましたが、こういう事態でもまだ「非正

規でも良い」と言われるのでしょうか。「いい方」がいれば、予算をつけて正規で採用するようにすべきではありませんか。お伺いします。

さて、教育委員会にうかがいますと、標準定数と実際の正規教員数の差は小中学校あわせて1100人くらいということでした。これだけでも正規教員数が減っていることに私も改めて驚きましたが、この不足数を通常の採用試験だけで補うのはなかなか難しいと思います。そこで、通常の採用とは別に、これまで常勤講師などとして現場で経験を積まれている方については、一定の条件があれば正規教員として採用することを検討するべきではないでしょうか。教育長に伺います。

また、産休、育休、病休等の代員教員確保について、ご苦労があることがこれまでも指摘されてきました。子どもたちの学習環境に影響が生じないよう県教委としても努力されておられますが、すべての学校種において、今年度未配置となっていた学校数や人数、現時点（12月1日時点）で解消されていない学校数や人数とその期間について、教育長にお伺いします。

この項最後に、「ふるさと納税制度」を活用し来年度からはじめようとしているガバメント・クラウド・ファンディング（GCF）についてうかがいます。県教育委員会では、県立学校の施設・設備等の整備にこの寄付金をあてる計画のようですが、本来、施設・設備等の整備は教育委員会の責任でおこなうものだと思いますし、寄付者が学校を指定できるようにするともうかがっていますが、そうすると学校間で格差が生じるおそれもあります。そういうことを考えますと、教育分野に新しい寄付制度を導入するのはふさわしくないと考えますが、いかがでしょうか。教育長の見解を伺います。

（知事答弁）

お答えいたします。

教育振興についてのご質問であります。

まず、全国学力・学習状況調査結果の全国順位についてであります。本県の厳しい教育の状況を打開するため、高い志を県民に分かりやすく伝えるものとして、全国10位以内という目標を掲げております。この目標に向かって努力を続けることに意味があり、調査結果を踏まえ、取組を定期的に検証していくことが重要であると認識しております。

私も学校視察等で、子どもたちが生き生きと学ぶ姿を見て、これまでの成果を実感しているところであり、引き続き、目標を高く持ちながら、学力向上に向け、教育委員会の取組を支援してまいりたいと存じます。

（教育長答弁）

まず、全国学力・学習状況調査結果の全国順位についてであります。本県教育の現状を大きく改善するため、高い目標を掲げ、市町村としっかり連携しながら、授業改善や子どもたちの学習習慣・生活習慣の改善等に全力で取り組んでいるところであります。

こうした取組により、落ち着いた学習環境が整備されるとともに、調査結果においても、授業が分かるという回答した子どもの割合が増加するなどの成果が見え始めております。

今後とも、指標に一喜一憂することなく、調査結果をしっかり分析し、明確になった課題に有効な対策を講じるなど、学力向上に向け、着実に取り組んでまいりたいと存じます。

（知事答弁）

次に、正規教員の増員のうち、認識についてであります。少しでも教員を増やしたいとの思いから、私

自ら国へ教員加配を働きかけてきたところではありますが、教員の採用については、お話の非正規教員を正規として採用することも含め、教育委員会が責任を持って対応しており、現在の志願状況から、採用数を増やすことは教員の質の確保面かも難しいと聞いております。こうした中、私としては、学校の教育力を向上させるためには、正規教員の確保も含め、限られた予算の中で教師業務アシスタント等の多様な人材を活用し、子どもたちの学ぶ環境を整備することが重要と考えております。

以上でございます。

(教育長答弁)

次に、常勤講師等の採用についてであります。これまでも教員採用試験において、年齢制限撤廃や地域枠設定など、正規教員の確保に向け、様々な見直しを行ってきたところであります。

お話の講師経験者に対する別枠での採用については、大学新卒者等との公平性の観点から困難であります。通常の採用試験において、前年度の一次試験合格者のうち、本県で講師として勤務している者で校長の推薦を受けた者については一次を免除するなど配慮をしており、引き続き力のある講師経験者を正規採用できるように努めてまいりたいと存じます。

次に、代員教員の配置状況についてであります。今年度、未配置となっていた学校は76校で86人となっております。

そのうち、12月1日時点で未配置なのは13校13人であり、期間としては、10日以内が5人、10日程度2人、50日程度3人、90日程度3人となっております。

次に、ふるさと納税を活用した学校整備についてであります。県立学校の施設等の整備は、限られた財源の中、優先度、緊急度を計りながら、順次進めておりますが、各学校のニーズに迅速に対応できていない状況があります。

このため、学校活動の中で必要とする具体的な整備内容を寄附の用途として紹介し、県内外から広く善意を募り、整備を促進するものであり、新しい寄附制度の活用は、応援いただく方々と、共に教育を支えるという点で、学校と寄附者とを結びつけ、開かれた学校にも繋がるものと考えております。

また、学校の歴史や後援組織の規模の違い等により、整備状況に差が生じることも考えられますが、学校指定のない寄附を寄附の少ない学校に配分することや、予算配分を適切に検討することで、学校間の格差拡大に繋がらないよう配慮してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(森協議員)

ご答弁ありがとうございました。

高い目標掲げて市町村と連携し全力で取り組んでいく、その意気込みを示すための目標なんだということをお二人から答弁いただきました。私これをですね待機児解消にこそこの視点で目標を継続してほしいということを改めて要望しておきたいと思っております。

さて質問ですけれども、ある市民団体の方が教員や保護者を対象にアンケートを実施しました。中間報告ということで、それぞれ150人ほどですけれども、その中には小学校の先生方からの回答をまとめたものを見せていただきますと、「テストの準備で授業の時間が削られる」とか「教科指導に影響が出ている」とか、「過去問の解説に時間がかかる」などたくさん記述があるんですね。本来やらなければならない授業に影響を来しているという回答が非常に多いんです。そういうことについて、深刻な事態だと知事は受け止め

ておられませんか。またこの話は今初めて聞いた話でしょうか。お伺いいたします。

(知事答弁)

テストの準備で授業がおろそかになっているというアンケートがあるけれども、それは初めて知ったのか、どう思っているのかということでもありますけれども。

授業とテストを時間配分をどうするかというのは常に悩ましい問題でありまして、これはもう明らかにトレードオフの関係にあります。練習と試合をどういう比率で放り込むかという野球部、テニス部の問題とも共通することでもありますけれども、両極端はいけないということは明らかであります。試合ばかりして練習をしない、もしくは練習ばかりでこれまで試合をしたことがないという野球部が甲子園に行けないというのはほぼ明らかであります。真実はその中間にあるわけでありまして、テストが多すぎると考える人も当然いると思いますし、そういう話も聞きますけれども、逆にテストが少なかったが故に自分の弱みがわからずに漫然とずっと授業を積み重ねていたのがこれまでの失敗であったと考える教師もいることも事実でございます。その配分については、教育委員会、それぞれの関係者がしっかり検討してくれるものと信じております。以上でございます。

(森協議員)

答弁を聞きながら、全国学力調査のねらいといいたまいますか、その内容というのか、わかっているのかなという疑問を持ちました。

知事今言われたのは、通常先生が授業されてその授業の内容について子ども達がどの程度理解しているのかテストをおこないますよね、そのレベルの話だと思うんです。全国学力調査というのはそのレベルじゃないんですよ。それとは比べものにならないんですよ。全国で点数(順位)が出るということが大きなプレッシャーになって、とにかくそこで点数をとるための対策ばかりが繰り返し繰り返し行われる。文科省の通達でもそういうことをやっちゃいけませんよといっているにもかかわらず、学校現場はそれに追われている(というのが実態です)。保護者からの回答をみると、「宿題が非常に多い」「家族の団らんの時間もとれない」というような悩みの声もあがっています。

通常、先生が子ども達の理解度を見るためのテストとは違って、順位が一人歩きするテストのために大きなプレッシャーを押しつけられ、テスト対策ばかりをせざるを得ない状況になっているという認識はありませんか、いかかがでしょうか。

(知事答弁)

先程議員が話されたほどの認識は持っていないところでございます。以上でございます。

(森協議員)

(全国) 学力調査じゃないとわからないということはあるですか。

(教育長答弁)

全国学力調査の良さというのは、今学校教育に求められる力あるいはこれから求められる力、こういったこと学習指導要領に基づいて指導しているわけですが、その成果を幅広く問うている問題ということで、先程ありました担任の先生が指導しながらつくっているようなテストよりはやはり学習指導要領あるいは今求められる、これから求められる学力を測る上で非常に有効なものであるというふうに考えております。以上でございます。



(森協議員)

そのこと(子どもの理解の状況)を測るためのテストと、その順位を上げることというのは、また違う話じゃないでしょうか、そのあたりどう理解すればいいんでしょうか。

(教育長答弁)

基本的には順位というのは一つの目安でありますので、順位、全国の平均正答率と本県の正答率の違い、それが県レベル、学校レベル、市町村レベルいろいろな部分で比較ができるということということで、今言いました非常にいい問題に対してどこまで子ども達が理解し、定着しているのかということ相対的に把握しながら、やはり弱点を指導していくんだと、またその指導力を改善していくんだということ、順位を上げるためだけにやるのではなくて、授業をしっかりと変えていくその為に全国学力テストを活用していくんだということ、授業改善をしていくこれが大切だと思いますし、子ども達の生活習慣とか学習習慣がついているかどうかということもわかるわけですから、そういったものをトータルで改善していくんだという、そういうことが大切だと思います。以上でございます。

(森協議員)

何もこれ全国的に一斉に決まった時期にしなくても掌握することができるんじゃないかなと思いますけれども、全国で比較しないとできないことなんじゃないでしょうか。

(教育長答弁)

基本的には、相対的な位置と学習内容がどれくらい身についているかという絶対的な理解と、相対的なものがある。今まで例えば義務教育においては業者テストも平成4年、5年頃に廃止をされてですね、全国との比較という視点というのはあまりなくて、自分たちが指導している生徒の学力がどこまでついているのかがなかなかわかりにくかったという、そういった面から全国で一斉にやっていくということは、私はそれなりの意味があるし、それを上手く活用してこそ初めて意味が出てくるんだと思います。

(森協議員)

全国一斉にやっていることですぐに止めるというのは難しいかもわかりませんが、せめて指標から外すということは検討いただきたいなと思いますね。要望したいと思います。

次は、正規教員を増やすことについて、新たに質問したいと思いますが、先程あえて産休などの代員教員の配置について教育長から答弁をいただきました。ほんとに深刻な状況だと思うんです。これも非正規が増えている、増えすぎているということも影響していると思うんですね。この問題を解消していくためにも正規教員を増やすと、その為に知事が必要な予算を付けていただくということがどうしても必要になってくると思うんですね。教育を重点戦略のトップに掲げられて、まさにエンジンの役割を果たしてもらおうと知事おっしゃいましたけれども、そういう意味でもきちんとした機関士の役割を果たす教育、教職員、正規の先生を増やしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

(知事答弁)

教育は岡山県の発展のエンジンでありますので、しっかり頑張っているつもりでございます。以上でございます。

(森協議員)

時間がなくなってまいりまして中途半端なことで終わってしまいましたけれど、また今後とも議論していきたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの普及拡大と地域の活性化を結びつけるとりくみです。「新おかやま生き生きプラン」素案において、再生可能エネルギーの導入促進については、重点戦略Ⅲの中の「快適な生活環境保全プログラム」に記述されていますが、同時に、住民主体のとりくみとして、地域の活性化策、産業振興策としても位置付けるべきだと思います。

1990年代から再生可能エネルギーの比率を大きく伸ばしているヨーロッパをみますと、デンマークでは風力発電設備の8割が住民所有であり、ドイツでも半分近くが市民や協同組合、住民出資による設備になっています。ドイツでは、貧しかった村で、住民共同の風力発電設備を設置し、売電収入によって豊かになり、農業後継者問題も解消されたという事例も少なくないようです。市民や地域住民が主体となつてとりくめば、暮らしに悪影響を及ぼすような計画はでてこないでしょうし、得られた利益は地域に還元され、地域の活性化に結びつきます。

環境省が示している再生可能エネルギー導入可能量（ポテンシャル）をみても、岡山でもまだまだ導入できる可能性があります。さらにソーラーシェアリングという農地の上、高さ数メートルのところの間隔をあけて太陽光パネルを設置し、営農と太陽光発電を両立させる仕組みも広がりはじめています。運営主体のノウハウという点では、県内で活動する「エネルギーの未来を考える会」など実績を積んだ団体の知恵もお借りすることができると思います。そこで、住民が主体となって再生可能エネルギーを普及・拡大するとりくみに、県として、設置場所確保の支援や資金確保での支援を講じていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。知事に伺います。

関連して、メガソーラー設置のための林地開発は、原則として規制するべきです。いくら自然エネルギーのためでも、自然環境を壊し、災害のリスクを大きくすることを許してはならないと思います。真庭市では特色ある景観、豊かな自然環境、安全安心な生活環境の保全・形成と再生可能エネルギー発電事業との調和をはかる観点から条例を制定されましたが、県としても検討するとともに、他の市町村にも紹介してはいかがでしょうか。環境文化部長に伺います。

最後は、温度差利用について伺います。東京都のホームページで再生可能エネルギーのページを見ますと「熱は熱」とあります。太陽熱など自然の熱は熱として利用するのがもっとも効率がよいということです。県でも太陽熱利用と断熱で省エネを促進するための補助制度を設けていますが、いっそうのPRにつとめ、さらに促進されるようお願いします。

質問は、地中熱の活用についてです。この点では、4年前に開園した就実こども園のとりくみが参考になると思います。同園では地中熱を活用したハイブリッドヒートポンプを設置することで、「夏に外で遊んで汗ばんで帰ってきても、すぐに汗が引く。冬場は暖かく快適です」と語っておられます。電気使用量は、夏のピーク時には約30%、年平均で約20%の削減ができたとのことでした。

地中熱は基本的にどこでも活用できるものですが、導入にあたって工事費用がかさむことがネックです。ただ、最近ではできるだけ導入費用を抑える研究・開発がすすんでいるようです。導入が増えれば、費用をさらに抑えることもできます。地中熱活用につきましては、すでに国の補助制度もあるようですが、ぜひ県としても、地球温暖化防止対策のひとつと位置づけ、上乘せの補助制度を設けていただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

(知事答弁)

お答えいたします。

再生可能エネルギーについてのご質問であります。

まず、住民主体の取組への支援についてであります。県内でも、住民参加型の市民共同発電の取組が広がっており、クラウドファンディングの活用による資金調達事例など先進的な取組を、NPO等を対象とする研修会で紹介し、他への波及・拡大に向けた後押しを行っているところであります。

今後は、設置場所の確保などのニーズを踏まえた効果的な支援等も検討しながら、住民主体の取組を推進してまいりたいと存じます。

(環境文化部長答弁)

お答えいたします。

自然環境との調和についてであります。メガソーラーの設置など大規模な開発を伴う事案については、関係する法令に基づく許可等の手続きを通じて、災害防止対策など適切に対応しているところであります。

メガソーラー設置に当たっては、自然環境との調和を図りながら、地域の実情に応じた対応をしていくことが肝要であることから、県としての条例制定は考えておりませんが、お話の真庭市の条例をはじめ、他の自治体の事例を情報提供するなど市町村へ助言してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(知事答弁)

次に、地中熱の活用についてであります。最終エネルギー消費の多くを占める「熱」の有効利用に注目することも、温暖化対策の重要なポイントであると認識しております。地中熱の活用については、お話のように導入費用がかさむため、耐用年数の間に初期投資を回収するには、相当程度の補助が必要であることから、県としては、技術開発によるコスト低減の動向を注視するなど、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

(森協議員)

最後の質問です。よろしくお願いたします。

県内でも、県外でもそうですいろんなところにメガソーラーが設置されて、最近広がってきています。ありがたい面もあるんですけども、貴重な森林を伐採してまで設置しているというような状況見ますと、ほんとに胸が痛む、私だけではないと思うんですね。財力のある企業が県外あるいは地区外から乗り込んできて開発しているという場合が多いわけですけども、そういうことを安易に許さないためにも、地域の共同発電の取り組みというのが非常に効果を発揮すると思うんですね。地域主体でやるわけですから、絶対に自然環境を壊したり、また地域での生活上迷惑になるということも自分たちの問題として考えながらやっていきますから、乱開発、無茶苦茶やるようなことはまずないと思っています。それだけにこれまでも支援をしていただいているということはよく知っておりますけれども、さらにもっと力強く取り組みをやっていただきたい。例えば県営施設の屋上、学校だとか、資金の方は先程クラウドファンディングの活用などお話がありましたけれども、県営施設の提供だとか、あるいはいろんな規制を緩和する(再生可能エネルギーが進むように)取り組みだとか、そのあたりも具体的にもっと県も一緒になって、あるいは市町村巻き込んで進むような方策にしてほしいと思いますが、その点いかがお考えでしょうか。お願いたします。

(知事答弁)

再生可能エネルギーの普及についてはこれまでも県は取り組んでおりまして、これからもしっかりと取り組んでいきたいと存じております。以上でございます。

(森協議員)

是非よろしくお願いをしたいと思います。

併せて自然環境破壊につながらないような取り組みを県としてどうするか、先程条例までは考えていないとおっしゃいましたが、開発のためのいろんな手続きがあります。森林法に基づく開発の手続き、あるいは土地利用に関する土地開発の手続き、しかしそれらいずれも一定の条件をクリアすれば、住民の皆さんがいくら反対をしてもゴーサインが出てしまうんですね。認可が下りてしまうんですね。結果として貴重な森林が破壊されるということにつながったり、また設置されたところあるいは開発されたところで大雨が降って土砂崩れが起こったりという危険もあるわけです。実際に土砂崩れがあったところもあるわけですね。そういうことを許さないためにも住民の合意ということをもっと大事にして、住民が反対しているもとは許可を出さないということも決めていいんじゃないでしょうか。そのあたりの考えをお聞かせください。

(環境文化部長答弁)

森協議員の再質問にお答えいたします。

住民の合意等も要件としてはどうかというような質問でございました。先程答弁で申しましたように、一定規模以上の開発行為を伴う場合につきましては、森林法でありますとか県土保全条例などそういった許可の手続きの中で一応基準を設けてまして対応してきているところでございます。再生可能エネルギーの設置に特化して規制ということになると、全県一律に基準ということではなくて、それぞれの地域の自然環境の実情に応じて、市町村単位で検討するのが適当かなど。質問の方で事例を挙げられておりました真庭市などでございますが、これも基本的に三木ヶ原で住民の反対等があつて、そのことを踏まえて抑制区域に指定することで事前に届け出をして、市長の同意を得るといったその地域の実情に応じた対応をとっていくということが非常に重要というふうに考えておりまして、そういったことに関して今後も助言に努めてまいりたいと思います。以上でございます。